

船橋市まちかど音楽ステージ実施要領

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市教育委員会が設置し、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が委任を受けるまちかど音楽ステージの実施方法及び利用方法、並びに登録者の認定方法等について定める。

(目的)

第2条 まちかど音楽ステージは、演奏等を行う者の健全な活動の誘導を図り、もって音楽文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 登録者

まちかど音楽ステージの登録申請を行った者のうち、認定を受けた個人又はグループの総称。

(2) 認定

第7条で定める規則を遵守することを誓約した登録申請者を、まちかど音楽ステージの利用を許可された者として認めること。

(登録者の認定を行う者)

第4条 登録者の認定は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が行う。

(登録者以外の利用禁止)

第5条 まちかど音楽ステージの利用を希望する者は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会から認定書の交付を受けることとし、登録者以外のまちかど音楽ステージの利用は禁止する。ただし、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が特別に企画するステージ(企画ステージ)についてはこの限りではない。

(認定申請)

第6条 認定を受けようとする者は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会あて、別紙に定める所定の書式及び関連書類を提出して申請するものとする。

(規則及び誓約)

第7条 認定を受けようとする者は、以下の条項に定める規則を遵守することを紙面で誓

約するものとする。なお団体の登録においては、全ての構成員が規則を遵守することを代表者が保証し、代表者一名が署名するものとする。

① 発電機・ドラムを使用しないこと（アンプ等の使用については別紙に定める）

周辺の人家・店舗及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材・楽器を使用しないこと。

② 活動場所及び時間を守ること

演奏等の活動場所及び時間は別紙に定める。

③ 歩行者への配慮

演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても通行を妨げないよう協力を呼び掛けること。

④ 路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止

演奏場所周辺にて路上喫煙、ポイ捨て及びごみ等が散乱しないよう協力を呼び掛けること。

⑤ 販売行為をしない

まちかど音楽ステージの実施場所は市の管理地であり、そこで CD、チケットの販売等を含む金銭の授受を伴う行為は行わないこと。認定書の交付は、販売行為を許可するものではないこと。

⑥ 目的外の利用をしない

まちかど音楽ステージは、演奏等をする場であるため、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が不適当と認める活動を行った場合には、当該登録者の利用を制限する。

⑦ その他

まちかど音楽ステージを利用する際は認定書を必ず携行し、演奏等の開始前に立ち合いスタッフへ提示すること。まちかど音楽ステージの利用に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。

2 第2条に掲げる事業目的を理解し、公道や市有地等において管理者の許可なく演奏活動を行わないこと。

3 船橋市及びその他の公共機関等、また、周辺商店会及び商店等による行事等の実施に伴い、まちかど音楽ステージが開催できないことがあるが、認定を受けた者はその旨を了解したものとする。

4 まちかど音楽ステージの利用を希望する者は、別紙に定めるとおり、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局に予約をするものとする。

5 ふなばし音楽フェスティバル実行委員長は、荒天等により事業の実施が困難と認めるときは、実施を中止することができる。

（認定）

第8条 ふなばし音楽フェスティバル実行委員会は、第6条の申請を行った者で、第7条に定める規則を厳守する旨の誓約をした者については利用を承認し、登録者として認定

する。

なお、以下の場合は認定を行わないものとする。

- ① 過去に認定を取り消されたことがある場合
 - ② 申請書類記載事項が事実と異なる場合
- 2 誓約書に署名しているものの、現に誓約事項を守って活動していないと認められる場合は、代表者に再度確認した上で、ルールを遵守していると認められる時点まで認定を保留する。

(認定書の交付等)

第9条 ふなばし音楽フェスティバル実行委員会は、前条による認定を行った場合は認定書を交付する。また、認定を行わないことを決定した者についてはその旨通知する。

(変更または廃止の届出)

第10条 認定書の交付後、記載事項に変更があった場合、または登録者自体が解散または活動を廃止した場合は速やかに登録事項変更（廃止）届を提出するものとする。

(認定の取消し)

- 第11条 誓約に違反した場合で、船橋市教育委員会の注意・指導に対しても改善が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該登録者（代表者）宛送付する。
- 2 前項の事由で認定を取り消された登録者及び認定を取り消された登録者を構成員に含む団体に対しては、原則として再認定は行わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第12条 登録申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報及び提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守してふなばし音楽フェスティバル実行委員会が適正に管理し、まちかど音楽ステージ事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業で必要と思われる場合にのみ使用するものとする。ただし、当該各号に掲げる場合においては、それぞれに定める取り扱いを行うものとする。
- 2 登録情報のうち、登録者名（団体名）、構成人数、楽器構成、演奏・楽曲等のジャンル、演奏形態については、原則船橋市ホームページで公開するものとする。これに伴い、ホームページの管理を行う船橋市教育委員会と必要な情報を共有する。なお、ホームページ上での情報公開及び船橋市教育委員会との情報共有を希望しない場合は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会宛てその旨申し出ること。
- 3 外部の主催者から出演依頼を受けて出演者を派遣する企画ステージにおいて、出演者の決定に際し選考を伴う場合は、主催者と必要な登録情報の共有を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

船橋市まちかど音楽ステージ実施要領 別紙

<提出書類一覧>

申請種別	提出書類	備考
1.新規登録申請	登録申請書【様式 1】	
	身分証明書の写し (免許証、保険証・パスポート・マイナンバーカード・学生証など)	申請者の構成が2名以上の場合は、全員の身分証明書の写しを添付してください。
	※保護者同意書【様式 2】	※申請者に未成年が含まれる場合は、それぞれの未成年者毎に保護者同意書を用意し、添付してください。ただし、登録者の中に保護者が含まれている場合はその限りではありませんが、その旨を登録申請書【様式 1】の欄外に明記してください。
2.登録事項変更の届出	登録事項変更(廃止)届【様式 3-1】	
	登録事項変更(廃止)届【様式 3-2】	新たなメンバーが加わる場合に必要
	※登録認定書	※登録者名の変更がある場合は、登録認定書の記載事項変更に伴い再発行が必要となるため、交付済みの登録認定書を返却してください。
	※身分証明書の写し	※登録内容の変更が増員を伴う場合は、増員分の身分証明書の写しを添付してください。
	※保護者同意書【様式 2】	※増員となる登録者に未成年が含まれる場合は、対象となる未成年者毎に保護者同意書を用意し、添付してください。ただし、登録者の中に保護者が含まれている場合はその限りではありませんが、その旨を登録申請書【様式 1】の欄外に明記してください。
3. 登録廃止の届出	登録事項変更(廃止)届【様式 3-1】	
	登録認定書	

<ステージの開催場所及び開催時間等>

	開催場所	予約	使用時間	アンプ等の使用
1	<通常ステージ> 京成船橋駅-船橋フェ イスビル連絡デッキ	要	5月から12月にかけての第2・第 4金曜日（祝日及び年末年始を 除く） 午後6時～午後8時30分 または、その他ふなばし音楽フェスティ バル実行委員会が開催を決定した時間 ※利用は30分単位です。（設営・ 撤去の時間含む） 企画ステージ等の開催のため、通常 ステージを行わない場合があります。	アンプを使用しない形態での 活動を原則としますが、最 小限のポータブルアンプ（電 池または充電式）に限り使 用を認めます。ただし、実施 要領第7条のとおり、どのよ うな形態であっても大音量を 出すことはできません。
2	<企画ステージ> 京成船橋駅-船橋フェ イスビル連絡デッキ その他ふなばし音楽フ ェスティバル実行委員 会が開催を決定した 場所	要	船橋市教育委員会と調整の上決 定	会場により異なるためその都 度調整

<予約のルールについて>

① 予約の受付期間

利用を希望する日が属する月の前月の第2金曜日～第4金曜日までを受付期間とします。

② 予約の受付方法

船橋市オンライン申請・届出サービスからお申し込みください。同サービスの利用が難しい場合には、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局あて電話でご連絡ください。

船橋市オンライン申請・届出サービス（右コード）

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/streetlive/door>



③ 予約の決定方法

同じ枠に複数の予約希望があった場合は抽選を行い、予約を受ける登録者を決定します。予約の受付状況は、受付締切日から5開庁日以内（ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局の所在する船橋市役所の開庁日）に船橋市ホームページ上で公開します。空き枠がある場合には、ホームページの公開日以降の開庁日に、随時電話で受付し、先着順で利用者を決定します。

④ 予約可能回数

同じ個人または団体が同時に予約できるのは月に1回までです。

【連絡先】

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会事務局 047-436-2894
(船橋市教育委員会文化課)

【様式1】

登録申請書

申請日 年 月 日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会 へ

(★)マークのある項目は船橋市ホームページで紹介します。希望しない場合は申請時に窓口でお申し出ください。

(★)アーティスト名 又はグループ名		(ふりがな)			
氏名(本名)		住所	年齢	電話番号及びメールアドレス	(★)楽器
代表者	(かな)	〒		☎	
				(電子メールアドレス)	
その他メンバー		〒		☎	
		〒		☎	
		〒		☎	
		〒		☎	
現在の活動内容					
ホームページ/Youtube/SNS等のURL					
(★)①演奏・楽曲等のジャンル (ポップス、ロック、ジャズ、民謡、・・・etc)					
(★)②演奏形態 (弾き語り、ギター&パーカッション・・・etc)					

※ホームページ上で公開する際、文字数の都合により記載内容を編集する場合がありますのでご了承ください。

身分証明書の写しの添付(該当するものを丸で囲む)	免許証・保険証・パスポート・マイナンバーカード・学生証・その他
--------------------------	---------------------------------

※ご利用にかかわる重要な連絡事項以外は、代表者へ電子メールによりご案内します。電子メールアドレスをお持ちでない場合は、市ホームページに同じ内容を掲載しますのでご確認ください。
※認定書の交付には数日を要します。
※構成メンバーが5名を超える場合は、申請書をコピーし、2枚目として添付してください。

誓約書

私(たち)は、船橋市教育委員会が設ける「まちかど音楽ステージ」の利用にあたり、船橋市まちかど音楽ステージ実施要領に定める規則をよく理解した上、これを遵守することに誓約します。

代表者署名

【様式 2】

保護者同意書

年 月 日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会 へ

私は _____ の保護者として、船橋市まちかど音楽ステージの利用について同意します。

保護者氏名

続柄

住所

電話番号

【様式 3-1】

登録事項変更（廃止）届

届出日 年 月 日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会 あて

認定番号

グループ名

住 所

氏 名

船橋市まちかど音楽ステージ実施要領 第 10 条に基づき、登録事項の変更（廃止）について、下記の通り届け出ます。

記

1. 登録事項の変更について

変更内容	
変更前	
変更後	
変更年月日	

※メンバー追加・変更の場合は、様式 3-2 も併せて記入し、身分証明書の写しを添えて提出。

2. 登録事項の廃止について

年 月 日付で活動を廃止します。

廃止理由	
------	--

【様式 3-2】

届出日 年 月 日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会 へ

追加・変更となるメンバーまたは代表者

	氏名 (本名)	住所	電話	楽器
1		〒		
2		〒		
3		〒		
4		〒		
5		〒		

身分証明書の写しの添付 (該当するものを丸で囲む)	免許証・保険証・パスポート・マイナンバーカード・学生証・その他
------------------------------	---------------------------------

※未成年者には、保護者の同意を求める場合があります。

誓 約 書

私は、船橋市教育委員会が設ける「まちかど音楽ステージ」の利用にあたり、船橋市まちかど音楽ステージ実施要領に定めるルールをよく理解した上、これを遵守することに誓約します。

代表者署名欄

--